

一般財団法人
日本リトルシニア中学硬式野球協会
会 長 林 清一

『コンプライアンスに関する相談窓口の設置について』

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）では、コンプライアンス委員会を設けコンプライアンスに関する相談窓口を設置しております。皆さんの身の周りで正しくないことが行われていると思われた場合には、コンプライアンス相談窓口へ直接、記名（所属チーム、氏名等）または対面にてご一報ください。

相談者の氏名などは、本人の了解なく明らかにしません。また、相談を行ったことで相談者に不利益な取り扱いを行うことは禁止しています。ただし、本協会や他人を中傷したり、いたずら目的でコンプライアンス相談窓口に、事実を反することを相談したり、不正に利用することはできません。制度の詳細、相談方法は以下のとおりです。

『コンプライアンス相談窓口制度』

1. 制度の目的

本制度は、本協会所属の役員および指導者等（以下「本協会関係者」という。）、および選手、保護者等（以下「選手等」という。）からの暴力行為やいじめ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、その他の組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談および通報の適正な処理の仕組みを定め、相互監視による法令違反等の早期発見と速やかな是正を図り、本協会が別途定める『コンプライアンス指針』を遵守した運営と選手等の人権擁護等を図ることを目的とする。

2. コンプライアンス委員会

- (1) コンプライアンス委員会を本協会事務局に置く。
- (2) コンプライアンス委員会の構成は次のとおりで、委員は本協会規定により総務部会に所属し会長より委嘱される。

委員長	三木慶造（ 関東連盟 ）
委員	山下二郎（ 日本協会 ）
委員	梶浦卓二（ 北海道連盟）
委員	佐藤英運（ 東北連盟 ）
委員	斧木慶久（ 関東連盟 ）
委員	横田 実（ 信越連盟 ）
委員	坂東玉喜（ 東海連盟 ）
委員	徳山 勉（ 関西連盟 ）
委員	内田光徳（ 九州連盟 ）

(3) コンプライアンス委員会は、以下のとおり相談窓口を設置する。

団体名	所在地・相談窓口担当者
	連絡先 担当者（コンプライアンス委員）
一般財団法人 日本リトルシニア中学硬式 野球協会 日本協会	事務局長 山 下二郎
	住所 〒104-0031 東京都中央区京橋 1-17-2 昭美京橋第一ビル 7階
	Fax 03-5579-9558
	Email : jlsba89kyoukai@gmail.com
関東連盟	斧木 慶久（斧木 慶久）
	Email : jlsba89kanto@gmail.com
関西連盟	徳山 勉（徳山 勉）
	Email : jlsba_kansai@abelia.ocn.ne.jp
北海道連盟	梶浦 卓二（梶浦 卓二）
	Email : shohon613@yahoo.co.jp
東北連盟	佐藤 英運（佐藤 英運）
	Email : h.satoh@muse.ocn.ne.jp
信越連盟	横田 実（横田 実）
	Email : us66-me@zf7.so-net.ne.jp
東海連盟	坂東 玉喜（坂東 玉喜）
	Email : tamakibando@gmail.com
九州連盟	内田 光徳（内田 光徳）
	Email : ls.kyusyu@outlook.com

(4) コンプライアンス委員会の役割

① 情報の収集・整理、各連盟への助言

コンプライアンス委員会は、各連盟の相談窓口に寄せられた相談等の報告書を収集・整理し、各連盟からは是正措置、再発防止措置および処分等に対する相談があった場合は、前例等により適切な助言を与える。

② コンプライアンス相談窓口制度の統括

3. 相談窓口の利用方法等

(1) 相談窓口の利用方法

①相談窓口の利用は、対面、FAX、メール、書面送付によるものとする。

- ②FAX、メールの送信先並びに書面の送付連絡先は、前項に記載のとおりとする。
- ③相談等は匿名でも記名でも利用できるが、匿名の場合には被害者か目撃者かの区分、連絡先（電話番号か電子メールアドレス等）と連絡用に用いる仮称（「相談者A」）を明らかにしなければならない。
- ④相談窓口担当者（以下「担当者」という）は、匿名で通報等が行われた場合、前項ただし書きの、通報者連絡先が明らかにされていないことあるいは、匿名であるため、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることが著しく困難な場合には、後記第4項、第5項に定める事項は実施できないものとして、その旨通報者に伝える。

(2)相談者

相談窓口の利用者は、不正行為等を受けた、或いは目撃した本協会関係者及び選手等とする。

(3) 不正な相談の禁止

相談者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する相談、その他の不正目的の相談を行ってはならず、そのような通報や相談を行った者に対し、本協会及び各連盟は相当な処分を課することができる。

4、調査

(1) 調査担当部門

担当者は、各連盟の調査部門及び役員等（以下「調査担当部門」という。）に相談された事項に関する事実関係の調査を依頼する。

(2) 協力の義務

相談等の対象とされた個人やチーム等は、相談等をされた内容の事実関係の調査に際して、調査担当部門の調査に協力しなければならない。

(3) 相談者等の保護

- ①担当者及び調査担当部門は、相談者が相談等をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないよう本協会関係者を指導する。
- ②本協会または各連盟は、相談者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行った本協会関係者に対して、相当な処分を課することができる。

(4) 個人情報の保護

担当者及び調査担当部門は、相談された内容及び調査で得られた個人情報について、本協会が別途定める「個人情報の保護方針」に準じて取り扱う。

5、是正措置、処分

(1) 是正措置、処分及び報告

- ①調査担当部門の調査により不正行為が明らかになった場合には、各連盟はすみや

かに相当な是正措置及び再発防止措置を講じる。

②当該不正行為に関与した本協会関係者に対し各連盟は、本協会規程第9条に従って相当な処分を課することができる。各連盟で対処できない場合は、同9条第2項に従って本協会が理事会の決議により処分を行うことができる。

③相談窓口に不正行為等について相談があった場合、担当者は、その後の経緯を含めてすべての内容をコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

(2) 相談者への通知

担当者は相談者に対して、調査結果及び是正結果等について、被通報者（その者が不正行為等を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

制定 2015年（平成27年）3月24日

改訂 2024年（令和6年）3月26日

” 2025年（令和7年）2月13日

” 2026年（令和8年）2月18日